

耐震改修に係る固定資産税の減額措置

適用期間：平成 19 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

◆概要

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅を現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準）に適合する耐震改修を行った場合について、翌年度分の固定資産税が 2 分の 1 に減額されます。（120 平方メートル相当部分まで）

◆適用を受けるための主な要件

- ①耐震改修工事費が税込 50 万円を超えること
- ②家屋が昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する家屋であること
- ③店舗等併用住宅の場合は、床面積の 1 / 2 以上が居住用であること
- ④現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること
- ⑤令和 8 年 3 月 31 日までに工事を完了すること

◆適用を受けるために必要な手続

工事完了日から3ヶ月以内に、以下の書類を市へ提出してください。

- ①固定資産税減額措置申告書
- ②工事請負契約書の写し等（耐震の工事である、50 万円を超える工事である、工事完了日、改修箇所の平面図、が確認できる書類）
- ③申請住宅の所在地が確認できる書類（登記事項証明書、名寄せ等）
- ④増改築等工事証明書※ 1 または住宅耐震改修証明書※ 2
 - ※ 1 増改築等工事証明書は、
 - ①登録された建築士事務所に属する建築士、
 - ②指定確認検査機関、
 - ③登録住宅性能評価機関、
 - ④住宅瑕疵担保責任保険法人 のいずれかに発行を依頼して下さい。
 - ※ 2 住宅耐震改修証明書は、中津川市建築住宅課に発行を依頼して下さい。

問い合わせ・提出先：中津川市税務課資産税係 0573-66-1111（内線 131～135）